

平成29年3月1日以降も、引き続き、 医療機関等の窓口負担は免除となります。

- 熊本地震で被災された方で、熊本県全域の**市町村国保、後期高齢者医療、介護保険**にご加入の方は、医療機関等に免除証明書を提示することにより、**平成29年9月30日まで**医療機関等を受診する際の窓口負担や介護保険の利用料が免除となります。

＜窓口負担・利用料が免除される方の要件＞

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

- 熊本県全域の市町村国保、熊本県後期高齢者医療及び介護保険にご加入の方は、**有効期限欄に「平成29年2月28日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。**

- なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。